

糸田糸亮審査中の請原願・陳情について(防災・まちづくり対策特別委員会)

総務部防災課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第47号 分電盤・感震ブレーカー等設置費用への助成に関する陳情	1 審査経過(防災・まちづくり・交通対策特別委員会) 令和3年10月15日 令和3年12月10日 令和4年3月22日	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 地震発災時に自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカー対応の分電盤の設置費用を助成すること (2) 分電盤の取替え時に、感震ブレーカー対応の分電盤の設置費用を助成すること	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 ・感震ブレーカー及び感震ブレーカー対応の分電盤の有効性は認識しており、区では防災用品として感震ブレーカーをあっせんしている。 ・感震ブレーカーの取り扱いについては注意が必要であり、まずは地震時にブレーカーを落とし、復電時に確認を欠かさないとの意識啓発が重要である。 ・直ちに設置助成を行う考えではなく、防災用品あっせんのほか、地震時にブレーカーの取り扱いについて、引き続き周知、啓発を図っていく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年9月6日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

糸田糸亮審査中の請原頁 - 陳情について (防災・まちづくり対策特別委員会)

総務部防災課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第53号 こうとう安心ラジオ885に関する陳情	1 審査経過 (防災・まちづくり・交通対策特別委員会) 令和3年10月15日 令和3年12月10日 令和4年3月22日	
2 請願・陳情の趣旨 昨年区内全戸に配布された「こうとう安心ラジオ885」の手回し充電(蓄電)ではスマートフォンに充電ができないことを区民に至急知らせ、必要な対策を取るよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 ・スマートフォンのバッテリー充電が放電された状態で、手回しによる充電が行えないことについては、付属の説明書に記載している。 ・手回し充電のほか、本体に電池を入れることで蓄電ができ、放電した状態では電池による充電が可能である。 ・防災備蓄用ラジオの配布は区民への情報発信力の強化及び災害時の情報入手の必要性についての意識啓発を目的としており、スマートフォンによる充電機能は、付属的な機能として求めたものである。 ・区では、手回し充電(蓄電)ではスマートフォンに充電できないことの周知や必要な対策を行う考えはない。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年9月7日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

審査中の請原題・陳情について(防災・まちづくり対策特別委員会)

総務部防災課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第 56 号 「江東 5 区マイナス地域防災研究所」(仮称) の創設を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 「江東 5 区マイナス地域防災研究所」(仮称) を創設するよう、区に働きかけてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 3 年 9 月 7 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>1 審査経過(防災・まちづくり・交通対策特別委員会) 令和 3 年 10 月 15 日 令和 3 年 12 月 10 日 令和 4 年 3 月 22 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部低地帯 5 区における大規模水害対策については、江東 5 区・内閣府・東京都総合防災部が幹事となる「江東 5 区広域避難推進協議会」及び内閣府と東京都総合防災部が共同座長となる「首都圏における大規模水害広域避難検討会」で検討を進めている。 ・これら 2 つの検討組織において、専門的かつ実務的に大規模水害を念頭に置いた様々な対策について検討が進められているため、「江東 5 区マイナス地域防災研究所」について創設する考えはない。 	